

地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会
まちづくり分科会設置要領

（設置目的）

第1条 地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会の円滑な運営を図るために延伸協議会にまちづくり分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 分科会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1） 沿線のまちづくりに関することについて
- （2） その他必要事項

（組織）

第3条 分科会は地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会委員の一部をもって構成する。

- 2 分科会に属する委員は、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。
- 3 分科会には、本協議をするに当たって必要となる者をオブザーバーとして出席させることができる。

（分科会長）

第4条 分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、委員長が指名する。
- 3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会の会議は委員長が招集する。

- 2 分科会長は協議事項の内容により、委員又はオブザーバー以外の者の出席を求めることができる。
- 3 分科会は、原則公開とする。

（事務局）

第6条 分科会の事務処理を行うために、さいたま市都市戦略本部東部地域・鉄道戦略部に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附則

この要領は平成29年8月1日から施行し、平成30年3月31日に効力を失う。